

提出前に  
要チェック!

# 申請書のよくある記入誤り ~傷病手当金~

【3ページ：事業主様記入用】

健康保険 傷病手当金 支給申請書

① 勤務状況について

② 賃金支払い状況について

③ 証明年月日について

令和5年1月より、申請書の様式が新しくなりました。新様式で、特に記入誤りが多い箇所をピックアップしましたので、ご一読ください。

## ① 勤務状況について

- 申請期間について記入が必要です。「年・月」の未記入が多く見受けられます。未記入の場合は申請書をお戻しいたしますので、ご注意ください。
- 出勤した日付のみ「○」で表示してください。欠勤や有休、公休などの記入は必要ございません。

## ② 賃金支払い状況について

- 有給休暇の賃金、出勤等の有無にかかわらず支給している手当(通勤手当・扶養手当・住宅手当など)のみご記入ください。
- 残業手当等の出勤した日に対して支給した報酬や、欠勤控除された報酬、見舞金などの一時的に支給したものは記入の必要はございません。(記入されますと、傷病手当金の日額から減額調整される場合がございますので、ご注意ください。)

## ③ 証明年月日について

- 申請期間経過後の日付を記入してください。

# 健康保険委員だより

令和5年

5月号



## 協会けんぽの動画・パンフレットをご活用ください!

協会けんぽの事業や健康保険の給付金等について、事業主様や事務ご担当者様、加入者様に分かりやすくお伝えするために、YouTube動画やパンフレット等を作成のうえ公開しています。社内での健康保険に関する周知・説明の際や、健康づくりの取組においてぜひご活用ください。

### 動画



協会けんぽとは? (6分)



協会けんぽ 保健事業の動画をご覧になる前に (1分)



協会けんぽ 保健事業 ~健康づくりへのサポート~ (12分)



協会けんぽ 健康保険の給付金等 ~こんな時にも健康保険~ (7分)  
(\* 英語版も配信しています)

### 動画の閲覧・パンフレットのダウンロードはこちらから

全国健康保険協会ホームページ

ホーム

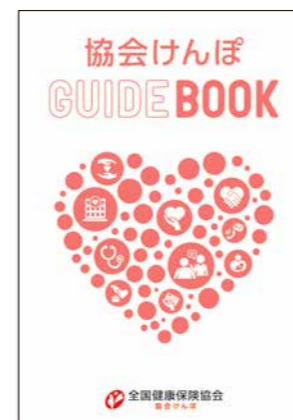
広報・イベント

広報資料集

広報資料集  
(動画・パンフレット・リーフレット)

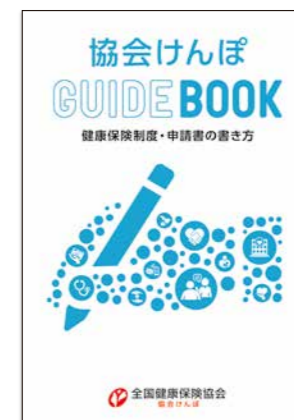


### パンフレット



#### 協会けんぽ GUIDE BOOK

困ったときにこの1冊!  
健康保険の給付や健診などに関する内容を網羅しています。



#### 協会けんぽ GUIDE BOOK

##### 健康保険制度・申請書の書き方

申請書の記入方法・必要書類が分かります。申請書のご提出前にぜひお読みください。

※ 令和5年度は、「協会けんぽ GUIDE BOOK」冊子の配布はございません。恐れ入りますが、協会けんぽホームページよりダウンロードいただきますようお願いいたします。

## やまぐち健康経営企業認定制度

## ~ 従業員が健康で働き続けられる会社を目指して ~ 貴社も「健康宣言」をしませんか?

「やまぐち健康経営企業認定制度」とは、山口県と協会けんぽ山口支部が協働して「健康経営」に取り組む企業の取組をサポートする制度です。「健康宣言」を行った登録企業数は年々増加しており、令和5年4月時点で約1,100社の企業様が参加されています。貴社もぜひご登録のうえ、従業員の健康づくりに取り組みましょう!

(※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。)

### 取組の流れ



制度や取組の流れ・詳細はこちら



### 取組はできることからOK!

- 例えば...
- 協会けんぽの広報誌・メルマガ掲載の健康情報を回覧
  - ノー残業デーの設定
  - 健診や再診に要する時間の特別休暇認定 など

その他取組例はこちら



登録はこちら



「登録票」をFAXまたは郵送でご提出ください。

健康宣言 山口支部 検索

令和5年度

# 生活習慣病予防健診と特定健診のご案内

～ 健診を受診し、その後の行動を！ 協会けんぽが補助する健診 ～

## 被保険者（ご本人）と被扶養者（ご家族）では、健診内容が異なります。

協会けんぽ加入者が受けられる健診費用の補助は年に1回限りとなります。  
年に1回、ご自身の体をチェックして、生活習慣を見直しましょう。

従業員様を通じて、ご家族の方へお伝えください！

### 被保険者（ご本人）様には、

#### 生活習慣病予防健診（35歳以上が対象）

- 約19,000円の健診内容が約5,300円の自己負担で受診できる！
- 検査内容は、血液検査、尿検査、心電図検査等に加えて、肺・胃・大腸がんの検診がセットに！
- 労働安全衛生法上の定期健康診断に代えて受診できる！



3月中旬にご案内と対象者一覧を送付しています。

※ 送付先は、事業所様宛です。

### 被扶養者（ご家族）様には、

#### 特定健康診査（40歳以上が対象）

- 約8,000円の健診内容が約1,400円の自己負担で受診できる！  
健診機関によっては、自己負担0円の場合も！
- 検査内容は、血液検査、尿検査、診察等です。  
がん検診は市町のがん検診をご利用ください。

3月末にご案内と受診券を送付しています。

※ 送付先は、被保険者様のご住所です。



## 健診を受けるには、お近くの健診機関に電話して予約するだけ！

対象となる健診機関は、山口支部ホームページからご確認ください。  
その他、各地域で集団健診を実施する予定です。  
日程は随時、山口支部ホームページで更新していきます。



山口支部ホームページ



ここが大事！

## 健診受診後の行動が大切！

健診を受けた後は必ずその結果を確認し、健康状態の把握や生活習慣の見直しのきっかけにしてみましょう。健康管理は、「健診を受けてからがスタート」です。

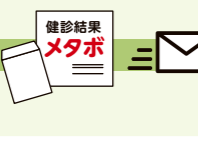
- 治療、精密検査が必要と判断された方は、**すぐに医療機関を受診しましょう！**
- 特定保健指導の対象と判断された方は、**特定保健指導の案内を行いますので、ご予約を！**

## 「特定保健指導」とは

「特定保健指導」とは、健診の結果、①腹囲（BMI）、②血糖、③脂質、④血圧、⑤喫煙歴から生活習慣病の重症化を予防するため、国家資格を持った保健師・管理栄養士が対象者と面談してお一人おひとりのライフスタイルにあった改善をサポートするものです。

### 「特定保健指導」の概要

健診受診 → 健診結果 → 案内



保健師・管理栄養士と面談  
※ 対面による面談の他、WEBによる面談も可能です。

- 健診結果の確認方法の説明
- 食生活や運動習慣等をお尋ね
- 実現可能な改善案と一緒に検討



面談で決めた改善方法を実践



保健師・管理栄養士が電話・手紙・メール等でサポート

4ヵ月

6ヵ月後

終了

# 定期健康診断（事業者健診）結果のご提供をお願いします

協会けんぽでは、40歳以上の被保険者・被扶養者の皆さまの健康をサポートするため、事業主の皆さまに定期健康診断（事業者健診）の結果のご提供をお願いしております。

（健診結果の提供は法律で規定されており、個人情報保護法に抵触するものではありません。）

定期健康診断の結果に応じて、協会けんぽの保健師・管理栄養士による特定保健指導が、ご利用いただけます。

## 対象者 生活習慣病予防健診を受けていない40歳以上の加入者※

※ 生活習慣病予防健診を受けている場合は、健診機関から直接結果を提供いただくため、事業主様から提供いただく必要はありません。また、貴社においてパート等で勤めている40歳以上の被扶養者が、定期健康診断（事業者健診）を受診している場合、その結果をご提供いただくことも併せてお願いしております。



## 事業主 及び 事務担当者の皆様をお願いしたいこと

### ① 同意書※のご提出をお願いします。 ※ 健診機関から健診結果を提供いただく旨の同意。

→ 令和4年度は同意書をいただくことで、約14,500件の健診結果を健診機関から提供いただきました。



### ② 健診機関からの健診結果の提供が困難な場合は、各個人の「健診結果（写）」と「質問票兼同意書」の提出をお願いします。

→ 令和4年度は約8,600件の健診結果等を提供いただきました。



詳しくは、山口支部ホームページをご覧ください。  
同意書の様式や契約書のひな型を用意しております。



山口支部ホームページ

## 健診結果を提供することで得られるメリットは？

健診結果を提供いただくことで受けられるメリットは以下の4つです。

- 加入者の健康の保持増進を図り、生活習慣病の発症や重症化を予防する**特定保健指導が無料で受けられる！**※
- マイナンバーを利用して、本人または医療機関（本人同意が必要）が**健診情報を閲覧**し、健康づくりや医療に活用できる。
- 定期健康診断（事業者健診）の結果を反映した**「企業健康カルテ」**で、健康経営に取り組む企業のサポートを受けられる！
- 健診受診率が向上することで、インセンティブ制度により、山口支部の**健康保険料率の引き下げ**に繋がる！

※ 被扶養者が受ける特定保健指導は一部有料となる場合があります。

先生!!  
メリットが多いですね

そうなんじゃよ  
健診結果提供でみんな笑顔じゃ

